

諮問庁：財務大臣

諮問日：令和7年2月26日（令和7年（行個）諮問第50号）

答申日：令和7年9月26日（令和7年度（行個）答申第87号）

事件名：本人が特定日付けで行った保有個人情報開示請求に係る文書等の一部  
開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる10文書（以下、順に「文書1」ないし「文書10」といい、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、特定日付け財地第145号により財務大臣（以下「諮問庁」又は「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、財務省地方課が開示していないすべての資料を開示するよう求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

以下の理由から、財務省地方課が開示していないすべての資料を開示するよう審査請求するものである。

- ・【別添特定財務局送信メール：特定日付】（以下「メールA」という。）には、「※本件は、特定職員に事前情報提供させていただいたものです」との記載があるが、事前情報及びその他やり取りに係る資料が開示されていない。
- ・【別添特定財務局受信メール：特定日付22：12】（以下「メールB」という。）には、特定日付地方課が受信したメールが記載されており、「さて、先般情報を入れさせていただきました」と記載があるが、先般情報及びその他やり取りに係る資料が開示されていない。

また当該メールには3ページ目以降が存在するページ数の表示となっているが、特定財務局人事課の回答は「紙で残っていたのがこの部分だけだった」と開示請求を妨害しているため、財務省地方課に続きを含め

て全部の開示を求めるものである。

- ・特定日付で財務省文書課個人情報保護室より送付のあった「保有個人情報開示請求書（文書受付番号：第●●●●●号）の補正について」において、「なお、上記記載のうち、1. ①～③については、財務省大臣官房地方課において、行政文書を作成・取得しておりません」との記載があるが、上述のとおりメールのやり取りがあるため、隠蔽が無いよう再度文書を探索し、データは復元の上、該当文書を開示されたい。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

- (1) 特定日付け（特定日付受付）で、法76条に基づき、審査請求人から処分庁に対し、本件請求保有個人情報について開示請求が行われた。
- (2) これに対して、処分庁は、法82条1項の規定に基づき、特定日付け財地第145号により、本件請求保有個人情報2. ④、3. ⑤及び4. ⑥の請求内容について一部開示決定（原処分）を行った。

なお、本件請求保有個人情報1. ①ないし③の請求内容については、財務省において係る個人情報を作成・取得しておらず、保有が確認できなかったため、特定日付け「保有個人情報開示請求書（文書受付番号：第●●●●●号）の補正について」において請求者に情報提供（以下「本件補正」という。）を行った。

- (3) この原処分及び本件補正に対し、特定日付け（特定日付受付）で、行政不服審査法2条に基づき、審査請求が行われたものである。

#### 2 審査請求人の主張

上記第2の2のとおり。

#### 3 諮問庁としての考え方

審査請求人は、別紙の3（1）ないし（3）に掲げる各文書（以下、順に「該当文書1」ないし「該当文書3」という。）に記録されている保有個人情報について、開示するよう主張していること、また、別紙の3（4）に掲げる文書（以下「該当文書4」という。）について、再度文書を探索し、データは復元の上、該当文書を開示するよう主張していることから、これらの妥当性について検討する。

審査請求記載の該当文書1から該当文書3については、財務省における行政文書の保存期間を定めた財務省行政文書管理規則（平成23年4月1日財務省訓令第10号。以下「管理規則」という。）15条6項2号に定める定型的・日常的な業務連絡、日程表等に該当する1年未満の行政文書として管理しており、本件開示請求時点において、該当文書はすでに廃棄している。

なお、審査請求記載の該当文書1及び該当文書2については、そもそも電話でのやり取りのみで文書を作成していなかった可能性も否定できない。

そのうえで、該当文書1から該当文書3について、念のため、保存されていないか紙媒体・電子媒体を問わず、関係部局執務室内の書架及び共有フォルダ等の探索を行ったものの、保有が確認できなかったことから原処分を行った。

また、該当文書4は、特定財務局長宛での保有個人情報開示請求案件であることから処分庁の意思決定は一切なく、管理規則15条6項2号に定める定型的・日常的な業務連絡、日程表等に該当する1年未満の行政文書として管理しており、本件開示請求時点において、該当文書はすでに廃棄している。

そのうえで、念のため、該当文書4が保存されていないか紙媒体・電子媒体を問わず、関係部局執務室内の書架及び共有フォルダ等の探索を行ったものの、保有が確認できなかったことから原処分及び本件補正を行ったものである。

なお、本件審査請求を受け、再度該当文書1から該当文書4が保存されていないか紙媒体・電子媒体を問わず、関係部局執務室内の書架及び共有フォルダ等の探索を行ったものの、保有が確認できなかった。

#### 4 結論

以上のことから、処分庁が法82条1項に基づき行った原処分及び本件補正は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年2月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月18日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を開示する決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、開示された保有個人情報以外にも保有個人情報が存在するとして、本件請求保有個人情報の開示を求めていると解される所、諮問庁は、本件対象保有個人情報以外には本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報は保有していないとして、原処分は妥当としていることから、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

##### 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、上記第3の3の説明に加え、以下のとおり説明する。

ア 処分庁は、本件開示請求書に別紙の1のとおり記載されていたことから、審査請求人が特定財務局長に対し、特定日付けで行った別件の保有個人情報開示請求（以下「別件開示請求」という。）に関連して作成された文書のうち、別件開示請求に係る開示請求書が提出されてから処分庁が裁決書を発出するまでの間に、財務省大臣官房地方課が作成又は保有している文書に記録された保有個人情報の全ての開示を求めるものであると解し、これに該当する文書として本件文書を特定した。

イ 本件文書は、別件開示請求に関し作成された、①審査請求書の受領を特定財務局へ連絡した財務省からの電子メール及び添付書類（文書1ないし文書4）、②総務省情報公開・個人情報保護審査会へ諮問する際に受けた財務省内部の決裁文書（文書5）、③諮問の内容等に関する総務省情報公開・個人情報保護審査会からの照会に対応するための財務省内の関係部署間又は財務省・特定財務局間の電子メール（文書6ないし文書9）並びに裁決に係る財務省内部の決裁文書（文書10）である。

ウ 上記第2の2において、審査請求人は、処分庁は本件文書の外に該当文書1ないし該当文書4を保有しているから開示すべき旨主張していると解される。

該当文書1は、開示されているメールAにその存在をうかがわせる記載がある文書、該当文書2は、開示されているメールBにその存在をうかがわせる記載がある文書、該当文書3は、同メールの続ページの文書であって、いずれも財務省と特定財務局との間での別件開示請求についてのやりとりに関するものと解される。また、該当文書4は、別紙1の1. ①ないし③の文書であって、特定財務局が別件開示請求に係る決定をするに当たって、財務省大臣官房地方課が作成し、又は保有するものと解される。

管理規則では、文書管理者は保存期間表を定めることとされ（15条1項）、同条6項で、同項各号のいずれかに該当する文書は、保存期間を1年未満と設定することができることとされている。しかるに、該当文書1ないし該当文書3は、別件開示請求前の財務省・特定財務局間の情報共有であり、日常的な業務の連絡文書であることから、同項2号に定める「定型的・日常的な業務連絡、日程表等」に該当する。また、該当文書4は、特定財務局長宛てにされた別件開示請求に関する文書であって、財務省において何ら意思決定を行っているものではなく、財務省・特定財務局間の情報共有であり、日常的な業務の連絡文書であることから、同号に定める「定型的・日常的な業務連絡、日程表等」に該当する。

したがって、該当文書1ないし該当文書4は、いずれも保存期間が1年未満と定められている行政文書として取り扱っており、処分庁において、これらを作成又は保有していたとしても、本件開示請求が行われた時点では既に廃棄しており、保有していない。

(2) 以上を踏まえ検討すると、本件開示請求書の請求文言を上記(1)アのように処分庁が解したことは、特段不自然・不合理とは認められない。

また、当審査会において、諮問書に添付された本件文書を確認したところ、本件文書はいずれも上記(1)イの諮問庁の説明のと通りの文書であり、本件請求保有個人情報記録された文書であると認められる。

さらに、上記(1)ウのとおり、審査請求人は、処分庁が本件文書の外に該当文書1ないし該当文書4を保有している旨主張すると解されるので、以下、これについて検討する。

該当文書1は、メールAにその存在をうかがわせる記載があるものの、この記載からみて、上記(1)ウの諮問庁の説明のような性質の文書であることは否定できない。そうすると、処分庁において、該当文書1はメールAと同様の期間の保存を要するものではなく、保存期間1年未満の文書であると判断し、廃棄したとの諮問庁の説明は、不自然・不合理とはいえない。

該当文書2は、メールBにその存在をうかがわせる記載があり、該当文書3は、メールBと連続するページの電子メールである。しかしながら、該当文書2及び該当文書3は、メールBの記載からみて、上記(1)ウの諮問庁の説明のような性質の文書であることは否定できない。そうすると、処分庁において、これらはメールBと同様の期間の保存を要するものではなく、保存期間1年未満の文書であると判断し、廃棄したとの諮問庁の説明は、不自然・不合理とはいえない。

該当文書4は、上記(1)ウの諮問庁の説明のような文書であるが、その保存期間が1年未満であることは否定できず、仮にこれが作成されたとしても、処分庁において、保存期間の満了により廃棄したとの諮問庁の説明は、不自然・不合理とはいえない。

上記第3の3の文書の探索の範囲及び方法も不十分とはいえないことからすると、財務省において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められず、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保

有個人情報を特定し、一部開示した決定については、財務省において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

## 別紙

### 1 本件請求保有個人情報記録されている文書

【私が特定日付で行った特定財務局長宛での保有個人情報開示請求書に関して】

1. 特定財務局長の一部開示決定通知である、特定日付け特定記号第56-1号及び特定記号第56-2号を、特定財務局が発出するに当たって、財務省大臣官房地方課が作成し、または保有する以下の文書
  - ①処理方針、調書、検討ペーパー、備忘録、送受信メール
  - ②開示請求があった事実及び内容を情報共有した部署名、情報共有者氏名が記載された資料
  - ③開示請求を受けて作成された、特定財務局及び文書課情報公開・個人情報保護室との送受信メール（特定財務局、財務省文書課以外に送受信があればそれを含む。以下同じ）
2. 私が特定日付で財務省大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室宛てに送付した、行政不服審査法2条の審査請求書にかかる調査・検討に始まり、特定日付財地第61号「情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）」が発出されるまでの間に財務省で作成された以下の文書
  - ④財務省内で送受信された文書、メール及び特定財務局との間で送受信された文書、メール
3. 特定日付の諮問受理から、特定日付情個審第3399号「答申書の交付について」が発出されるまでの間に財務省で作成された以下の文書
  - ⑤財務省内で送受信された文書、メール及び特定財務局との間で送受信された文書、メール
4. 特定日付財地第158号「裁決書」について
  - ⑥決裁文書（鑑を含む）

### 2 本件対象保有個人情報記録されている本件文書

#### (1) 本件請求保有個人情報 2. ④関係

##### ア 審査請求書の受領連絡

文書1 FW：【文（情公）ご連絡】審査請求書の接到について（原処分：特定記号第56-1号／身上把握調書）〈メール本体〉

文書2 財務省接受特定日付文大53号 審査請求書（正本）〈メールの添付書類〉

文書3 財務省接受特定日付文大53号 審査請求書（副本）〈メールの添付書類〉

文書4 審査請求事案処理スケジュール（特定記号第56-1号）〈メールの添付書類〉

##### イ 決裁文書

文書5 決裁文書（鑑を含む）情報公開・個人情報保護審査会への諮問  
について（原処分：特定日付特定記号第56-1号）

(2) 本件請求保有個人情報3. ⑤関係

審査会からの照会対応

文書6 【文（情公）追加照会】令和5年（行個）128号について  
〈メール本体〉

文書7 FW：【文（情公）追加照会】令和5年（行個）128号につ  
いて〈メール本体〉

文書8 （回答）RE：【文（情公）追加照会】令和5年（行個）12  
8号について〈メール本体〉

文書9 RE：【文（情公）追加照会】令和5年（行個）128号につ  
いて〈メール本体〉

(3) 本件請求保有個人情報4. ⑥関係

決裁文書

文書10 決裁文書（鑑を含む）審査請求（文第53号）に対する裁決  
について

3 審査請求人が開示を求める保有個人情報が記録されている文書

(1) 該当文書1

【別添特定財務局送信メール：特定日付】（メールA）には、「※本件  
は、特定職員に事前情報提供させていただいたものです」との記載がある  
が、事前情報及びその他やり取りに係る資料

(2) 該当文書2

【別添特定財務局受信メール：特定日付22:12】（メールB）には、  
特定日付地方課が受信したメールが記載されており、「さて、先般情報を入  
れさせていただきました」と記載があるが、先般情報及びその他やり取  
りに係る資料

(3) 該当文書3

当該メール（メールB）には3ページ目以降が存在するページ数の表示  
となっているが、特定財務局人事課の回答は「紙で残っていたのがこの部  
分だけだった」と開示請求を妨害しているため、その続きを含めて全部

(4) 該当文書4

上記1の本件請求保有個人情報1. ①ないし③に係る文書